

返戻金制度規程

第1条（目的）

本規程は、当社が提供する有料職業紹介サービスにおいて、紹介先企業が採用後に一定期間内に採用者を解雇・自己都合退職した場合に、紹介手数料の一部を返戻することを定めたものである。

第2条（対象）

本制度は、当社が職業紹介した求職者を採用した企業（以下、「紹介先」という）に適用される。

第3条（返戻条件）

返戻の対象となるのは、以下のいずれかに該当する場合である。

- 1.採用日から起算して14日以内に求職者が自己都合退職または解雇された場合
- 2.紹介先企業および当社間で契約時に合意した返戻条件に該当する場合

第4条（返戻金額）

返戻金の金額は、紹介手数料のうち下記の割合を上限とする。

退職・解雇時期	返戻割合(紹介料に対する%)
14日以内	100%
15日~30日以内	50%
31日~60日以内	30%
61日以降	返礼無し

※ただし、紹介料に消費税が含まれる場合、返戻金は税抜金額を基準に算出する。

第5条（返戻金の申請方法）

返戻金の請求を希望する場合は、退職・解雇が発生した日から起算して7営業日以内に、書面またはメールにて当社に通知し、所定の返戻申請書を提出するものとする。

第 6 条（返戻金の支払時期）

返戻金は、当社が返戻の対象であると認めた日から 30 日以内に、紹介先企業の指定口座へ振込により返金する。ただし、返戻申請に不備がある場合は支払時期が遅延する場合がある。

第 7 条（免責）

次のいずれかに該当する場合、返戻金は支払われないものとする。

- 1.求職者の退職理由が業務外の私的事由によるものである場合
- 2.紹介先企業の不適切な労働環境・待遇が原因と当社が認めた場合
- 3.紹介先企業の責により返戻申請期限を超過した場合

第 8 条（改定）

本制度は、法令の変更または当社の裁量により予告なく改定される場合がある。

以上